

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

教育委員会教育総務課

1 制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部が改正され、教育長が常勤の特別職に属する職員とされるとともに、新たに教育長の職務に専念する義務に関する規定が追加された。

これに伴い、教育長の給与その他の勤務条件を定める教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 40 年徳島県条例第 34 号）に教育長の職務に専念する義務の特例に関する規定を追加することとした。（＊）

この条例の規定に基づき、教育長が職務に専念する義務を免除されることができる場合について、定める必要がある。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項（平成26年法律第76号による改正後）

教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

○教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第6条

教育長は、教育委員会が定める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

* 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年徳島県条例第 26 号）第 2 条により一部改正。（規定の追加に伴い、「教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例」に名称を変更。）

2 規則の概要

(1) 教育長の職務に専念する義務の特例を次のように定める。

- ①保健その他厚生に関する事業に参加する場合
- ②国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等から委嘱を受けて講演又は講義を行う場合
- ③資質及び能力の向上に資すると認められる研修会等に参加する場合
- ④県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役員等の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- ⑤災害補償に関する決定に不服がある場合の審査請求又は再審査請求を行う場合及びこれらの審査に出頭する場合
- ⑥職員からの苦情相談に関する規則（平成 17 年徳島県人事委員会規則 9-5）第 5 条の規定により事情聴取等の調査に応ずる場合
- ⑦教育委員会が認める献血に協力する場合
- ⑧①から⑦のほか、教育委員会が特に認めた場合

(2) 免除承認申請に係る様式を定める。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日以後最初に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により教育長が任命された日から施行する。
(=新教育長が任命された日)

条例等立案表

| | | | |
|------------|---|------|------|
| 題名 | 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則 | | |
| | 課(室)名 | 担当者名 | 電話番号 |
| 教育委員会教育総務課 | | | 小倉宏美 |
| 三二〇八 | | | |
| 制定理由 | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部が改正されたことに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関する必要な事項を定める必要がある。</p> | | |
| あらまし | <p>一 教育長の職務に専念する義務の特例に該当する場合について定めるとした。 二 教育長の職務に専念する義務の免除の承認申請に係る様式を定めるとした。 三 この規則は、平成二十七年四月一日以後最初に議会の同意を得て知事により教育長が任命された日から施行するとした。</p> | | |
| 予算上の措置 | | | |
| 関係法規 | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十七年徳島県条例第二十六号）</p> | | |
| 教育委員会法令審査会 | ■ | ・否 | 参考備考 |

徳島県教育委員会規則第 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和四十年徳島県条例第三十四号）第六条の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関する必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の特例）

第二条 前条の特例は、次に掲げる場合とする。

- 一 保健その他厚生に関する事業に参加する場合
- 二 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等から委嘱を受けて講演又は講義を行う場合
- 三 資質及び能力の向上に資すると認められる研修会等に参加する場合
- 四 県行政の運営上その地位を兼ねるところが特に必要と認められる団体等の役員等の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- 五 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第五十一条第一項及び第二項の規定により審査請求又は再審査請求を行う場合及びこれらの審査に出頭する場合
- 六 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年徳島県人事委員会規則九一五）第五条の規定により事情聴取等の調査に応ずる場合
- 七 教育委員会が認める献血に協力する場合
- 八 前各号に規定する場合のほか、教育委員会が特に認めた場合

（免除の承認）

第三条 教育長は、職務に専念する義務の免除についての承認を受けようとするときは、職務専念義務免除承認申請書（別記様式）により、教育委員会の承認を受けなければならぬ。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日以後最初に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第四条第一項の規定により教育長が任命された日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

職務専念義務免除承認申請書

| | | |
|---------------------|---------|-----|
| 1 申 請 者 | 職 | |
| | 氏 名 | (印) |
| 2 従事しようとする業務等の属する団体 | 團 体 名 | |
| | 所 在 地 | |
| | 事 業 内 容 | |
| 3 従事しようとする業務等 | 職 | |
| | 勤 務 地 | |
| | 勤務の態様 | |
| | 従 事 期 間 | |
| | 従 事 時 間 | |
| 4 従事しようとする理由 | | |

注：従事しようとする業務等の属する団体の内容についての関係書類（定款、規約、規則、依頼文書の写し等）を添付すること。